

答 申 第 334号
令和4年10月7日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱 口 弘 太 郎



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和4年9月30日付け岐阜市子支第467号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

物価高騰による家計負担が増加する子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下の高校生等に紙タイプ、カードタイプ又はデジタルギフトタイプのいずれかのギフトカード（以下「ギフトカード」という。）を支給することとなった。

については、ギフトカードの送付等の事務を実施するため、条例第10条第2項第5号の規定により、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報並びに子ども未来子ども支援課が保有する児童手当及び児童扶養手当の受給世帯の情報を利用目的以外の目的のため利用する。

2 支給対象者

次の(1)から(6)までに掲げる18歳以下の高校生等（詳細は「岐阜市子育て世帯生活応援事業におけるギフトカード等支給実施要綱」のとおり。）

- (1) 令和4年10月31日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、平成16年4月2日以後に生まれた者
- (2) 令和4年11月1日から令和5年2月28日までの間に出生により本市の住民基本台帳に記録された者
- (3) 基準日において、配偶者等からの暴力等を理由に、住民票を移さずに本市へ避難している者（以下「避難者」という。）に同伴して避難している者であって、平成16年4月2日以後に生まれた者
- (4) 避難者が、令和4年11月1日から令和5年2月28日までの間に出産した子であって、令和5年2月28日までに申出があった子
- (5) 基準日において、住民票を移さずに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、本市に所在する児童福祉施設等へ措置されている者
- (6) 日本国籍を有するものの戸籍を有しない者（以下「無戸籍者」という。）

であって、次のいずれかに該当する者

ア 基準日において、平成16年4月2日以後に生まれ、本市に居所を有する者

イ 令和4年11月1日から令和5年2月28日までの間に出生した無戸籍者であって、令和5年2月28日までの間に「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について」(平成26年7月31日法務省民事局民事第一課長通知)に基づき、本市が把握した子

3 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

(1) 支給対象者が2の(1)及び(2)の者

住民基本台帳の情報のうち、対象者の宛名番号（本市が保有するシステム内で管理する個人情報を一意に管理するために本市が各個人に付番する番号をいう。以下同じ。）、郵便番号、住所、氏名、生年月日、年齢、国籍、異動情報（出生、死亡、転入及び転出等の事由をいう。）、DV等支援措置情報及び世帯構成（対象者を含む。）

(2) 支給対象者が2の(3)、(4)、(5)及び(6)の者

児童手当受給資格者台帳の情報のうち、児童手当の受給資格者の宛名番号、氏名、住所、郵便番号、DV等支援措置情報、世帯構成（対象者を含む。）及び入所施設情報

(3) 支給対象者が2の(3)及び(6)の者

児童扶養手当受給資格者台帳の情報のうち、児童扶養手当の受給資格者の宛名番号、氏名、住所、郵便番号及び世帯構成（対象者を含む。）

4 意見

適当なものと認める。